



2026年3月2日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルテック
代表者名 代表取締役社長執行役員 宮城 力
(コード番号: 7087 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役上席執行役員管理本部長 渡邊 剛
電話番号 06-6399-9088 (代表)

自己株式の取得および自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得およ
び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、2026年3月2日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%を目安に中間配当と期末配当の年2回の配当により、減配せず持続的かつ安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

上記方針に加え、この度、資本効率の向上と株主還元を強化するため、投資余力、株価水準、市場環境及び財務状況の見通し等を勘案の上、自己株式の取得を行うこととしました。

2. 取得の方法

本日 (2026年3月2日) の終値 (最終特別気配を含む) 1,368円で、2026年3月3日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行う (その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。) 。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	100,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.56%)
(3) 株式の取得価額の総額	150,000,000円 (上限)
(4) 取得結果の公表	2026年3月3日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式取得におきましては、当社の支配株主である取締役会長小倉秀司がその保有株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けており、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。当社が2025年7月1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「支配株主との取引は原則行わない方針であります。やむを得ず行う場合は、取引の合理性及び取引条件の妥当性について取締役会で審議の上、決定いたします。」としております。当社では2026年3月2日に取締役会を開催し、支配株主を除く支配株主と利害関係のない取締役9名（うち社外取締役2名）が出席した上で、本自己株式の取得が、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にすることを主たる目的とすることを確認し、かつ現在の株価水準を考慮して、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式の取得に関する決議を行いました。従いまして、本自己株式の取得は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む。）での本自己株式取得を行う予定です。本自己株式の取得に関して、取締役会長小倉秀司は当社の支配株主であることから、利益相反を回避するため、上記取締役会における審議及び決議には参加しておりません。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主との利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、本取締役会において当社の独立役員である社外取締役の麻田祐司氏、見宮大介氏より、本自己株式の取得は、その目的、意思決定手続、取得方法等総合的に判断し、本自己株式取得の決定が少数株主にとって不利益なものでない旨の意見をいただいております。従いまして、本自己株式の取得は公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置がとられていると判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主との利害関係のない者から入手した意見の概要

2026年3月2日に開催された取締役会における当社の独立役員である社外取締役の麻田祐司氏、見宮大介氏の意見の概要は以下のとおりです。

- ① 本自己株式の取得は取得時期・方法等に鑑み、株主価値の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行が可能になること。
- ② 本自己株式の取得に際し、準備段階から決定に至るまで「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しており、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は十分とられていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取引であるため、取引条件の公正性が担保されていること。

以上総合的に勘案して、自己株式取得の決定が少数株主にとって不利益なものではないと判断した。

(参考) 2026年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を含む）	6,468,800株
自己株式数	73,773株

以 上